

1X07D034-4 小峰 祐太*

Yuta KOMINE

路上パフォーマンスは都市景観に一つの魅力を与える。都市における人々の活動の希薄化が指摘される今日では、街路や公園などの公共空間において市街地活性化の為の取り組みが多くなされるようになってきた。これを踏まえ、街の中心とも言える駅に設置されるペデストリアンデッキ上における路上パフォーマンスが持つ可能性は大きいと考え、この管理体制について調査した。その結果、現状では違法である事例が多いながらも、パフォーマーら自身やデッキを取り巻く管理者によって、その都度判断されながらデッキ上におけるパフォーマンスが成り立っている事が分かった。

Keywords: 路上パフォーマンス、ペデストリアンデッキ

1. 研究の背景と目的

近年、モータリゼーションの進展に伴い、都市空間において 人々の行動が見られづらくなっていることが問題として挙げら れている。そうした中で、街路や公園、駅前広場などの公共の空 間における人々の多様な行動を誘発するような仕組みを、ハー ド・ソフトの両面で整備し、市街地に賑わいを創出していくこと が求められている。我が国では欧米に倣い、公共空間でオープン カフェや市を催すなどの取り組みが各地で見られ、さらには各地 のペデストリアンデッキではストリートミュージシャンや大道 芸等の路上パフォーマンスも盛んに行われている。しかし我が国 では、公共空間は法律により厳しく管理されており、上述したよ うな気運がある中で活動を企画する際に大きな障壁となること がある。特にペデストリアンデッキにおける路上パフォーマンス に着目すると、ペデストリアンデッキは法律上では道路であり、 路上パフォーマンスを勝手に行うことは不法占拠になる。しかし、 ペデストリアンデッキの駅前広場としての性質を考慮すれば、そ こに人々の多様な行動があることは都市空間に賑わいという印 象を付与し、街の魅力を高める可能性がある。よって、法律に厳 格に則り、路上パフォーマーを排他的に扱うことは必ずしも適当 な態度とは言えず、路上パフォーマンスが持つ潜在的な可能性を 考慮した制度がハード・ソフト両面で必要であると考えられる。 そこで、本研究では、駅前ペデストリアンデッキを対象に、路 上パフォーマンスが行われたときの様子を観察・調査するととも に、デッキ管理者の路上パフォーマンスへの対応を、いくつかの 対象地を比較して実態を把握することを目的とする。これによっ て、ペデストリアンデッキの計画やデッキ上における多様な行為 に対する管理体制設定の際の一助とすること期待する。

2. 既存研究の整理と研究の位置づけ

日本において、街路や広場などの公共施設占用・使用が法律により厳しく制限されている実態については澤木¹⁾ の研究がある。公園の利用方法の事例やその調整実態を調査した研究には渡辺・北原の研究²⁾ がある。また、街路の路上パフォーマンスの運営方法を、日本におけるいくつかの事例を取り上げ、西欧の事例と比較しながら考察したものに久繁の研究³⁾ がある。ここでは事例として、箱根駅伝や遍路、よさこい祭りなどを挙げている。

都市空間に賑わいを創出する路上パフォーマンスには先述の 箱根駅伝やよさこい祭りなどのように歴史的社会習慣や住民組 織、行政に支えられて合法的に行われるものだけではなく、スト リートミュージシャンや大道芸等もある。これらの路上パフォー マンスも、公園や駅前広場において合法的に催されるイベント等 で行われることもあるが、多くのパフォーマーはいわゆる「路上」 にて、違法と認識しつつパフォーマンスを行っているのが実情で ある。これらの路上パフォーマーが持つ世界観については吉見・ 北田の研究⁴⁾に詳しいが、違法という認識を持ちつつも路上にて パフォーマンスする理由には、ライブハウスや劇場、イベントに 比較して、顧客との距離が近く、コミュニケーションが図れるこ とや、無料で気ままに行えることが大きくある。これらのパフォ ーマーが持つ理由に加え、観客が路上パフォーマンスに集まる理 由を調査したものに南・宮岸の研究⁵⁾ がある。日常的・個人的に 行われている路上ライブや大道芸などの路上パフォーマンスを 扱った研究には、パフォーマンスの分布実態やパフォーマンス空 間の選択とその空間特性の関係性を調査したもの6)や、パフォー マンス観客の集団としての動態を人間工学的に調査したもの7) は多く為されてきている。

多くの路上パフォーマンスが違法に行われていると述べたが、

路上パフォーマンスの文化要素の側面を考慮し、都市とパフォーマーの整合性を図る制度もある。例として、東京都においては「ヘブンアーティスト制度」が挙げられる。これに認定されたパフォーマーは、登録した場所・時間でパフォーマンスを行うことが可能である。この制度の実態や問題点については丑山の研究⁸⁾に詳しい。

ここで、路上パフォーマンスが行われている場所として、繁華街の店舗前や人通りの多い街路、公園などに加え、駅前のペデストリアンデッキが挙げられる。ペデストリアンデッキの史的考察については岡野・五十畑の研究⁹⁾がある。

本研究は、久繁の研究に代表される公共空間における路上パフォーマンスに関する研究の一部であるが、本研究ではペデストリアンデッキに対象を絞り、デッキ上における路上パフォーマンスを取り巻く環境について研究する点に特徴があると言える。

3. 観察調査

3.1 対象地及び調査方法

本研究の対象地として、北千住駅西口、松戸駅東口・西口、柏駅東口ペデストリアンデッキを選定した。対象地の概要を図2-および図2-に示す。

まず、ペデストリアンデッキ上における人々の滞留行為を、特に音楽や大道芸、さらに物販を含む路上パフォーマンスとそれに関わる観客に注目しながら観察をする。これを地図上にプロットするとともに注目点を記述していくことで、デッキ上の人々の多様な活動から人為的に発生するバリアと、その見た目の管理の様子を概観する。なお、柏駅東口ペデストリアンデッキにおいては、2010年1月から2012年3月の期間で老朽化したデッキの改修工事が行われており、詳細な観察調査は行わないものとする。

それぞれの対象地の概要を述べた上で、観察調査結果を示していく。対象地の概要は表3-1と図3-1においても合わせて示す。 表3-1 対象地の概要

駅名	ペデストリアンデッキ面積m ²		設置年	乗車人員(H21年度)		乗降人員(H21年度)	
北千住駅	西口	1050 2	2004年	JR	193,976人	東武	437,906人
		1,958m²		TX	35,146人	東京外口	299,196人
松戸駅	東口	1,872m ²	1985年	JR	100.591人	新京成電鉄 110,093人	
	西口	2,200m ²	1986年		100,3317		110,0337
柏駅	東口	2,800m ²	1973年	JR	121,803人	東武	138,360人

・北千住西口ペデストリアンデッキ

JR常磐線、東京メトロ千代田線・日比谷線、東武伊勢崎線、つくばエクスプレスが通る駅で、西口ペデストリアンデッキはマルイの入っている商業ビル、また西口から広がる商店街に繋がっている。

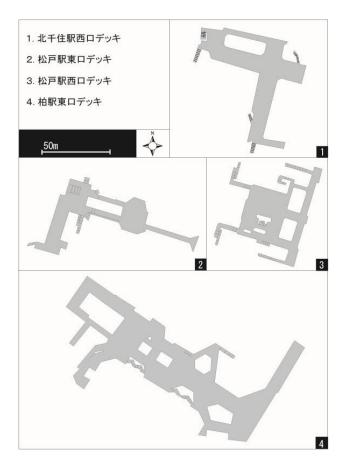


図3-1 対象デッキの形状比較図



図3-2 北千住西ロデッキの様子

・松戸駅東口・西口ペデストリアンデッキ

JR常磐線、新京成電鉄が通る駅で、東ロデッキは聖徳大学に隣接するイトーヨーカドーとプラーレ松戸が入っている商業ビルに繋がっている。



図3-3 松戸駅東口デッキの様子



図3-4 松戸駅西口デッキの様子

・柏駅東口ペデストリリアンデッキ

三つの商業ビルに繋がっており、また地上部の繁華街に繋がっている。



図3-5 柏駅東口デッキの様子

3.2 観察調査

3.2.1 観察調査方法

北千住駅西口及び松戸駅ペデストリアンデッキにて、目視により観察されたデッキ上の滞留行為を地図上に記述した。この時の観察・記述方法として、デッキ上から一定時間おきに様子を観察し、滞留者を地図上にプロット、注目点を記述していくこととした

3.2.2 観察調査結果

観察調査した中で、デッキ上における路上パフォーマンスの管理の実態が垣間見えたデータを示す。なお、用いるプロット記号は図3-6に示す凡例と同じとする。

・北千住駅西口ペデストリアンデッキ

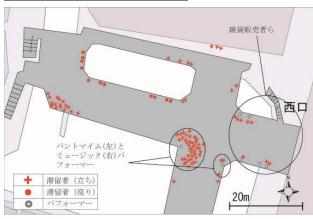


図 3-6 2010/12/12 15:50 頃のデッキ上の様子

図 3-6 は、2010 年 12 月 12 日(日)の 15:50 頃に観察された様子である。駅入り口付近両脇に雑貨をそれぞれ広げて売る販売者が見られる。パントマイムを行うパフォーマーと音楽演奏を

するミュージシャンが見られる。

注目点として、パントマイムを行うパフォーマーとミュージシャンの間で時間をお互いにずらしながらパフォーマンスをする様子が観察された。また、雑貨販売者らが客とコミュニケーションを図る様子が多く見られた。

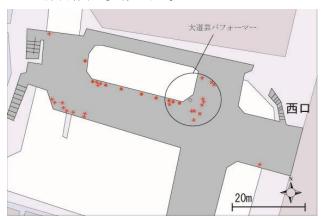


図 3-7 2010/12/15 15:10 頃のデッキ上の様子

図 3-7 は、2010 年 12 月 15 日 (水)の 15:10 頃に観察された様子である。大道芸を行うパフォーマーが観察された。注目点として、パフォーマーが高く積み上がった不安定な台の上でジャグリングをする危険なパフォーマンスに試みる途中で警官に中止するように指導を受ける様子が見られた。

・松戸駅東口ペデストリアンデッキ

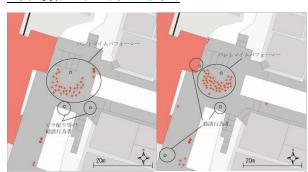


図3-8 2011/01/08 19:10 頃のデッキ上の様子

図 3-9 2011/01/08 19:25 頃のデッキ上の様子

図3-8、9 に示すのは、2011 年 1 月 08 日(土)の 19:10 頃と 19:25 頃に観察された様子である。 音楽に合わせてパントマイムを行うパフォーマーが見られた。

注目点としては、19:10 頃に開始されたパフォーマンスに 30 名程の観客が集まり、その 15 分後には観客は 50 名近くに増えた時点で、パフォーマーが観客に対して、もう少し寄って見るように地面に白いロープで目印をつくり促す様子が観察された。

なお、このパフォーマーは 19:40 頃にパフォーマンスを終えた。ここでは、観客に向かってトークをしながら、見物代金を求める様子が観察された。

ここに補足として、2011年1月24日(月)に松戸駅東口デッキ

上にて観察された様子を記述する。この日の 17:15 頃、東ロデッキ上にて音楽活動をしていたパフォーマー (男性二人組。共にギターやベースを持つ) が警察官に撤収するよう指導されていた。周りではデッキ上に座り込み雑貨の物販行為をする人やビラ配りをする人が居るにも関わらず、指導対象はそのパフォーマーだけであった。また、この時の他に補足事項として、①音楽を聴いていた、もしくはファンと思われる方三名が一緒に警察官の話を聞いていたこと、②指導されている様子を通過しながら見ていた男性二人組が「音楽なんてやらせればいいんだ」ということを発言していたことを挙げておく。さらに、この場面の 15 分程後には同じ東ロデッキ上の別の場所にて、パフォーマンスを再開していることが観察できた。

指導にあたっていた警察官に事情を聞くと、音楽演奏に対して 騒音ということで苦情が入ったので撤収を求めたことがわかっ た。また、なぜ物販行為をしている人に対しては撤収を求めない のかと聞くと、その理由として、本来はデッキ上での物販行為も 許されていないことだが、①苦情が入っていないこと②デッキの 管理は松戸市であることから指導をしなかったとのことであっ た。

4. ヒヤリング調査

4.1 調査概要

ここでは、対象としたペデストリアンデッキ上における路上パフォーマンスに対する管理の仕方をみていく。ここで、その実態を把握する為に、デッキ管理者や警察にヒヤリング調査を行った。ヒヤリング調査の対象を表4-1に示す。

表4-1 ヒヤリング調査表

ヒヤリング対象者	日付	ヒヤリング項目
足立区役所文化課·	2010/12/17	デッキ上のパフォーマンスへの対応
道路管理課	2010/12/20	デッキ管理
千住警察署	2010/12/21, 2011/1/26	苦情について・その対応
松戸市役所道路課・ 商工観光課	2011/1/13	デッキ管理・苦情・その対応について 野外ステージについて
松戸警察署	2011/1/8, 1/24	苦情・その対応について
柏市役所商工振興課	2011/1/17	苦情・その対応・認定制度について
柏警察署	2011/1/17	苦情・その対応について

4.2 調査結果

ヒヤリング調査の結果を示す。

・北千住駅西口ペデストリアンデッキ

西口ペデストリアンデッキの管理主体は足立区である。デッキ 上で植木鉢の植替えや水撒きなどのイベントを催すことがある が、基本的にはデッキ上でのパフォーマンスは認めていない。な お、大道芸などのパフォーマンスを披露する機会・場所は年に一 度開かれる「エキゾチックフェア」などにおいて、商店街や公園 に設けられる。

デッキ上における行為に対する苦情件数は日によってまちまちであるが全体的には少ないようである。苦情内容としては、音楽や大道芸、物販に対するものはほとんど無く、ホストの勧誘行為やビラ配りに対するものが多いことが分かった。

警察側の対応は、苦情が入ったときは行為者に撤退を求めるが、 それ以外は明らかな迷惑行為にはなっていないと判断すれば黙 認するというものであることが分かった。

・松戸駅東口・西口ペデストリアンデッキ

東ロ・西口ペデストリアンデッキの管理主体は松戸市である。 西口デッキには、松戸市が地元住民組織に運営・管理を委託している野外ステージが設置されており、音楽演奏などのイベントが 開催される他、登録すれば路上パフォーマーもステージでのパフォーマンスが可能である。しかし、ステージ以外での路上パフォーマンスは基本的に認めていない。

デッキ上における行為に対する苦情件数は毎日多く入ってくる。 苦情内容としては、物販行為や勧誘行為に対するものが多い ものの、音楽活動による騒音に対するものも入ってくるようであ ある。

これらの行為に対する対応として、警察は苦情が入れば随時撤退を求めるが、それ以外は明らかに迷惑にはなっていないと判断すれば黙認するというものであることが分かった。また、多く苦情が寄せられていた東ロデッキ上の物販行為に対して、松戸市は対応する箇所を鉄パイプで囲う対策を講じた(2011年1月24日実施)。

柏駅東口ペデストリアンデッキ

柏駅東口ペデストリアンデッキの管理主体は柏市である。地元 組織「柏駅周辺イメージアップ推進協議会」が運営する「ストリートミュージシャン認定制度」に認定された団体はデッキ上でのパフォーマンスを認められている。

デッキ上における路上パフォーマンスに対する苦情は少ない。 警察側の対応としては、認定制度の存在がある為、撤退を求める ことはせず、音量を下げるように指導をするようである。また、 上述した協議会が組織するパトロール団体は、デッキ上にて認定 証を持たずに路上パフォーマンスを行うパフォーマーに対して は注意するとともに、認定証を取得するように促すことがあるよ うである。

5. 制度の整理

ここでは、対象地のペデストリアンデッキ上における路上パフォーマンスに関わる制度について述べていく。

・松戸駅西口野外ステージ

松戸駅西口野外ステージは、駅のシンボルとなっていた時計

塔「夢飛行」が老朽化の為に撤去された跡地に設置された。このステージの管理運営を行う「松戸駅周辺にぎやかし推進委員会」は地元商店会、大規模小売業者、交通事業者、大学、その他一般企業から成るもので、ステージ設置の目的を、地域の資源を発掘しつつ地域の活性化を図ること、としている。その背景には、柏や北千住の周辺商業都市の影響を受け、経済活力の低下の兆しが見受けられるようになった、ということがあった。・柏市ストリートミュージシャン認定制度

ストリートミュージシャン認定制度の管理運営を行う「柏駅 周辺イメージアップ推進協議会」は地元商店会、商工会議所、 大規模小売店、ホテル、事業所の代表者から成る。

柏駅ペデストリアンデッキでは、以前より路上ライブが活発に行われていた。その一つのバンドグループが芸能関係者の目に留まりプロデビューを果たすと、そのサクセスストーリーを見聞したパフォーマーがデッキを中心にさらに多く集まるようになった。それに伴い、苦情も多く入るようになる。しかし、路上パフォーマンスが街に一つの景色をつくってきた行為であることを認識しており、一方的に排除するのではなく、共生を図る為に当協議会が平成10年に設立された。当初は、地元商工会議所が路上パフォーマーを支援するために創設した「ストリート・ブレイカーズ」約60名のメンバーをバックアップする事を目的とし、ペデストリアンデッキ等に集まるパフォーマーと「22時以降はパフォーマンスしない。終了後その場を掃除する」等の取り決めを交わした。

ストリートミュージシャン認定制度は、さらに幅広いパフォーマーと地元住民のコンセンサスを得る為に平成17年に創設されたものであるが、上述したように以前から柏市には活発な文化活動と街の印象を良好なものとしていこうという気運があったことは大きい。

当認定制度は創設当初は100団体程であったが、現在では400を超える団体が登録されている。尺八や琴を演奏する高齢者や外人で構成される団体も登録しており、団体の属性は年々多様性を帯びてきている。制度名の通り、認定は基本的にミュージシャンに限定しているが、実際には音楽と掛け合わせたパフォーマンスであればよいとしており、パントマイムやお笑いをする団体もある。なお、住所や年齢などによる制限は設けていない。

6. ブログから見る路上パフォーマンスの実態

ここでは、対象地における路上パフォーマンスの実態を把握する為の補足データとして、路上パフォーマーが記述したブログ上の記事から路上パフォーマンスを言及するものを抽出する。その中で注目した記事とその内容を示していく。

・松戸駅東口・西口ペデストリアンデッキ

- ・「松戸駅でやったんだけど、路上っていうよりライブでした。 ライトつけてくれたし、もう感謝感謝です。ちゃんと許可取っ ているし、ポリス気にしなくていいから思いっきり歌ったよ」 (男性二人組の音楽グループ) 2010/12 投稿
- ・「17 時半からと告知していましたが、東口は選挙運動、西口は ダンスパフォーマンスの野外ステージ。結局、場所の確保など に時間を要してスタートできたのは19 時近くになってからだと 思います。……選挙から離れた東口ロータリーのスクリーン前 にいたのですが気付きにくい場所だったかもと」(女性シンガー ソングライター) 2009/08 投稿

これらの記事から、野外ステージが、パフォーマーが気兼ね無くパフォーマンスする場となっていることがわかる一方で、必ずしも多くのパフォーマーが公認のステージを利用するわけでは無いことがわかる。

・柏駅東口ペデストリアンデッキ

- ・「ホームページでお知らせしていた通り、今日は柏で路上やる よ。~~(注:団体名)ってバンドと合同路上。19:00 から柏駅 東口」(男性二人組の音楽グループ) 2010/11 投稿
- ・「毎日いろんなミュージシャンたちが演奏を繰り広げているという情報を入手し、ならば僕たちもいざ。色々調べたら登録認定が必要との事。そして今手元に届いた認定書。ルールを守って貢献し、サックスの素晴らしさを伝えられたら」(男性複数名のジャズバンド) 2009/08 投稿

複数の団体で合同にパフォーマンスするなど、柏駅東口デッキ上での多様な使われ方がわかる。また、デッキ上において、多くのパフォーマンスが行われているという伝聞により、連鎖的に他のパフォーマーが集まってくることがわかる。そして、パフォーマー自身は事前にパフォーマンスする地域の情報を吟味した上で行動することがわかる。

7. 考察

7.1 空間的考察

ここでは、対象地のペデストリアンデッキの空間的考察を述べていく。

・松戸駅東口・西口ペデストリアンデッキ

西口ペデストリアンデッキは面的広がりがあり、滞留スペースが十分に確保できる構造である。その為、ステージの設置が可能であった。

柏駅東口ペデストリアンデッキ

面的広がりがあり、面積も大きなペデストリアンデッキで、 路上パフォーマンスと通過・通行人が共存できる構造である。 認定制度を見てみると、登録申請するほとんどの団体を受け入

れる制限の緩い制度であり、ややもすれば路上パフォーマーが稠密してしまい混乱や問題を招きそうであるが、デッキ上に限って言えば、この構造を持つことが制度を成り立たせている一つの要因であると考えられる。

7.2 音環境考察

次に、対象地のペデストリアンデッキの音環境に注目する。 北千住駅の場合、大型ビジョンが設置されており、常時大音量で放送されている為、パフォーマーが出力する音は広範囲に は届かない。

柏駅においては、東口に北千住駅同様、大型ビジョンが設定 されており常時大音量で放送されている。また北千住駅西口ペ デストリアンデッキと比較して、柏駅東口デッキは面積が大き く空間的に開けている為、広範囲まで届かない。

次に、松戸駅東ロデッキを見ると空間は狭く閉ざされており、 デッキに滞留する人に対して、パフォーマンスが出力する音の 影響は大きいと考えられる。

以上、主観的判断に留まるが、音環境の違いは、デッキ上に おけるパフォーマンスがどの程度まで許容されるのかに対して 影響を及ぼしていると考えられる。

8. 総括

結論として、(1) ヒヤリング調査及び空間的考察から、ペデストリアンデッキの空間特性とデッキが設置される駅の地域特性を考慮して、路上パフォーマンスに関する制度を制定している、(2) 松戸駅野外ステージに関しては、松戸市役所へのヒヤリング調査から、近接する地域状況を意識して制度を制定している、(3) 観察調査及びヒヤリング調査から、路上パフォーマンスが合法的・違法的に関わらず、管理者は路上パフォーマに対して必ずしも排他的な姿勢をとるわけではないということが言えると考えられる。

また、観察調査をしていると路上パフォーマー、特にミュージシャンはパフォーマンスを行うだけでなく、ライブハウス等での演奏の観覧チケットや自身の CD を販売していることが多い。また、許可を得ずに雑貨を売る物販行為者らもいる。公益性と私益性の問題もあり、公共空間における路上パフォーマンスについては議論を要する。

冒頭でも述べたように、最近では市街地活性化を目的に街路におけるオープンカフェや市などを開催する取り組みが見られる。その中で自治体は態度を緩め占用許可を下したが、警察から使用許可を得られず、法の壁が問題とされた事例もある。例えば同じオープンカフェにおいても、対象地域・対象行為の差異は当然あるが、時代背景に合わせた法の改正が議論されている。

これらのオープンカフェや市と、これまで見てきた音楽演奏や大道芸、物販等の路上パフォーマンスを一つのパフォーマンスにまとめて議論することは出来ない。公共空間の利用には法律による制限が厳しく、占用許可、使用許可を得るには粘り強い交渉が要る。行為組織が大きければ可能であろうが、個人的に行う路上パフォーマーには難しい。こうした中で、地元組織や行政が路上パフォーマーを支援し、パフォーマンスを許可する制度が果たす役割は大きいが、柏市の「ストリートミュージシャン認定制度」は特異な例である。しかし、観察結果からもわかるように、法律の上では認められないと認識しながらもペデストリアンデッキ上でパフォーマンスを行うパフォーマーと、所轄の警察の監視と適当な判断により、デッキ上の多様な活動は調整されていると言える。

9. 今後の課題

今後の課題としては、まず路上パフォーマーの意識調査が必要である。特に、柏市のストリートミュージシャン認定制度や 松戸駅西口の野外ステージに対する路上パフォーマー側の評価 の調査が必要である。

また、路上パフォーマンスに対しての収容能力を測る為に、ペデストリアンデッキの構造と周辺建築物による囲まれ方等、物理的環境を定量的に測定する方法を考えていく必要がある。 この収容能力においては、デッキが位置する地域の属性も合わせて考慮しなければならない。

<参考文献>

- 1) 澤木昌典: 「公共空間における賑わいの創出 公益と私益の 境界 — 」、アーバン・アドバンスNo53、pp83 – 93、2010
- 2)渡辺直、北原理雄:「街路空間利用に係る許可運用に関する研究-国内主要都市の道路管理者を対象に-」、日本建築学会研究報告集No.72、pp377-400、2002
- 3) 久繁哲之介:「中心市街地でストリートパフォーマンス」、2007 4) 吉見俊哉、北田暁大:「路上のエスノグラフィ ちんどん屋からエスノグラフィまで」、せりか書房、2007
- 5) 南正一郎、宮岸幸正: 「ストリート・パフォーマンスの実態とパフォーマー及び観客への意識調査」、日本建築学会学術講演 梗概集No43、pp. 641-644、2003
- 6) 坂田弘一ら:「繁華街におけるストリート・パフォーマンスの実態とその発生場所の空間特性: コミュニケーションを誘発する都市空間に関する研究」、日本建築学会計画系論文集No541、Pp123-130、2001
- 7) 篠崎高志ら:「大道芸空間における行動特性に関する研究」、 日本造園学会誌No. 63、pp721-724、2000
- 8) 丑山佐枝子:「「大道芸」による賑わいや交流のある街づくり 方策」、森基金研究成果報告書、2006
- 9) 岡野幸一、五十畑弘: 「ペデストリアンデッキに関する史的 観察」、日本大学生産工学部第42回学術講演会、2009